

保健福祉課だより

◎ 兒童扶養手當

一  
九

次の条件にあてはまる児童を監護している母、児童を監護し生計を同じくする父・または父・母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当てを受けることができます。

児童とは15歳に達する日以後最初の3月31までをいいます。

なお、心身におおむね中程度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当てが受けられます。

①父母が婚姻を解消した児童  
②父又は母が死亡した児童  
③父又は母が法に定める障害の状態（年金の障害等級の1級程度）にある児童  
④父又は母の生死が明らかでない児童  
⑤父又は母から1年以上遺棄されている児童  
⑥父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童  
⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童  
⑧その他

ただし、次のいずれかに該当するときは、この手当ては支給されません。

(1)対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設を除く）に入所しているとき。  
(2)国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金、恩給などの公的年金の給付を受けることがで

2 手当を受ける手続き

(3) 手当を受けようと/orする父又は母が、結婚の届出はしていないが事実上婚姻状態にあるとき。

得制限で全部支給停止の方も含みます)は、毎年8月に「現況届」を提出しなければなり

◎特別兒童扶養手冊

1 対象となる方

扶養手当

### ③ 手当の支払

3 手当の支給方法

①対象児童の戸籍謄本（外国人の方は登録済証明書）  
②世帯全員の住民票の写し  
③振込先の通帳（請求者名義）  
④印鑑、その他必要な書類

6 注意事項

②父又は母が死亡した児童  
③父又は母が法に定める障害の  
状態（年金の障害等級の1級程  
度）にある児童  
④父又は母の生死が明らかでな  
い児童  
⑤父又は母から1年以上遺棄さ  
れている児童

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、12月・4月・8月（各月とも11日）の3回、支払月の前月までその分が指定された口座へ振り込まれます。

4 手当の額(平成23年4月から)

支給対象児童 1人の場合  
月額 41,550円  
支給対象児童 2人の場合  
5,000円加算

以下対象児童1人増すごとに3,000円加算されます。ただし、請求する人の所得額に応じて、手当の一部又は全額が支給停止になる場合があります。

5 現況届について

## 児童扶養手当の受給資格者（所

くなつたとき

上記の条件にあてはまる場合は、認定請求書及び次の添付書類を提出してください。  
認定請求のあつた翌月からの認定となりますので、早めの手続きをお願いします。

①請求者および対象児童の戸籍謄（抄）本（外国人の方は登録済証明書）  
②世帯全員の住民票の写し  
③対象児童の障害程度についての医師の診断書（※身体障害者手帳をお持ちの方は診断書の省略ができる場合がありますのでご相談ください。）

2 手当を受ける手続き

寺(通)

5 所得状況について

- 重度障害児の場合（1級）  
1人につき月額50,550円
- 中度障害児の場合（2級）  
1人につき月額33,670円  
ただし、請求する人、又は、  
配偶者・扶養義務者の所得額に  
ついても、この割合で算定す

【お問い合わせ先】

お問い合わせ先

内線  
121